

平成23年8月1日

各位

会 社 名 株式会社ソフトウェア・サービス 代表者名 代表 取締役社長 宮崎 勝 (コード 3 7 3 3 JASDAQ) 問合せ先 経営管理部長 伊藤 純一郎 (TEL. 06-6350-7222)

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年8月1日開催の取締役会において、平成23年10月25日開催予定の臨時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業の繁忙期と決算事務手続きの時期が重なることを回避し、経営全般にわたってより効率的な事業運営を行うため、事業年度を毎年11月1日から翌年10月31日までに変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在 毎年 4月30日 変更後 毎年 10月31日

決算期変更の経過期間となる第 43 期は、平成 23 年 5 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までの 6 ヶ月決算となる予定です。

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

	現行定款	変更案			
(基準日)		(基準日)			
第12条	当会社は、毎年4月30日の最終の株	第12条 当会社は、毎年10月31日の最終の株			
	主名簿に記載または記録された議決	主名簿に記載または記録された議決			
	権を有する株主をもって、その事業	権を有する株主をもって、その事業			
	年度に関する定時株主総会において	年度に関する定時株主総会において			
	権利を行使することができる株主と	権利を行使することができる株主と			
	する。	する。			
(招集)		(招集)			
第13条	当会社の定時株主総会は、毎年7月	第13条 当会社の定時株主総会は、毎年1月			
	に招集し、臨時株主総会は、必要あ	に招集し、臨時株主総会は、必要あ			
	る場合に招集する。	る場合に招集する。			

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年<u>5月1日</u> から翌年4月30日までとする。

(期末配当金)

第42条 当会社は株主総会の決議によって 毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録 株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。

(中間配当金)

第43条 当会社は取締役会の決議によって、 毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)を行うことができる。

【新設】

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年<u>11月1日</u> から翌年10月31日までとする。

(期末配当金)

第42条 当会社は株主総会の決議によって 毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録 株式質権者に対し金銭による剰余金 の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。

(中間配当金)

第43条 当会社は取締役会の決議によって、 毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録 株式質権者に対し、会社法第454条第 5項に定める剰余金の配当(以下「 中間配当金」という)を行うことが できる。

附則

第1条 定款第41条の規定にかかわらず、平成23年5月1日から始まる第43期事業年度は、同年10月31日までの6ヶ月間とする。なお、本附則は、第43期事業年度経過後、これを削除するものとする。

4. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催予定日 定款変更の効力発生予定日 平成 23 年 10 月 25 日 平成 23 年 10 月 25 日

5. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第43期(平成23年5月1日から平成23年10月31日まで)の業績の見通し及び配当予想につきましては、次のとおりであります。

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり配当金	
					10月31日	合計
第 43 期	百万円	百万円	百万円	百万円	円銭	円銭
(平成23年10月期)	4, 087	873	876	520	25. 00	25. 00

平成 24 年 10 月期の業績予想(平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日) につきましては、平成 23 年 12 月 9 日に開示予定の平成 23 年 10 月期決算短信において公表する予定です。